

## 互助組合「旅行券」の有効期限について

平成 23 年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で配付していた「旅行券」のうち、平成 16 年度に発行された「旅行券」の有効期限は、令和 6 年 6 月 30 日までです。有効期限までに御利用ください。

なお、取扱旅行会社は、互助組合のホームページで御案内しています。

| 発行年度     | 有効期限                                  |
|----------|---------------------------------------|
| 平成 16 年度 | 平成 36 年 6 月 30 日<br>(令和 6 年 6 月 30 日) |

## 赤ちゃんが誕生されたら、御自宅に育児専門誌をお届けします！

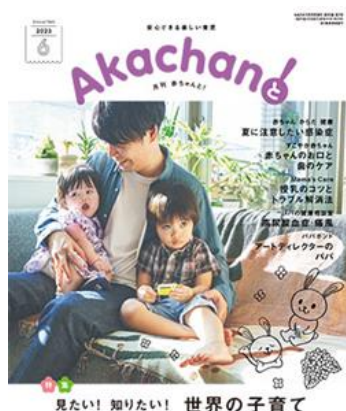
組合員又は組合員の配偶者が出産したときに、御希望の方に、育児誌『赤ちゃんと！』を 1 年間（12 冊）と「お医者さんにかかるまで」（初回 1 冊）を、御自宅にお送りしています。組合員の方からも御好評いただいていますので、赤ちゃんとお家族の生活にぜひ御活用ください。

【対象者】 出産した組合員本人又は配偶者（扶養認定されていない配偶者も対象になります。）

（※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方の組合員で提出してください。）

【申請方法】 「育児サポート事業申請書」を出産後 6 ヶ月以内に提出してください。

（※ 申請書は、互助組合ホームページからダウンロードしてください。）



月刊「赤ちゃんと！」が、  
1 年間で 12 冊届きます。御家族にと  
ても役立つ育児情報満載です！！

「お医者さんにかかるまで」が、  
初回に届きます。病気の症状別に家  
庭でできる処置等が掲載されていま  
す！

